

■介護老人保健施設

若松苑

〒901-2314 沖縄県北中城村字大城 327
 ■TEL.935-5858

■地域医療包括ケアセンター

ふれあいの里 若松

〒901-2311 沖縄県北中城村字喜舎場 360-1
 ■TEL.935-3093 ■FAX.935-5855

- ファミリークリニックきたなかぐすく
 ■【代表】TEL.935-5517
- 訪問リハビリテーションきたなかぐすく
 ■(直通) TEL.923-3154
- 通所リハビリテーションきたなかぐすく
 ■(直通) TEL.982-0717
- 訪問看護ステーション若松
 ■TEL.935-5818
- ケアホーム アガペ
 アガペファミリエ
 ファミリーデイサービス アガペ
 ■TEL.935-4165
- ヘルパーステーション若松
 ■TEL.935-5202
- ケアプランステーション ゆい
 ■TEL.935-3066・935-5968

看護小規模多機能ホーム若松 きたなかぐすく

〒901-2316 沖縄県北中城村字安谷屋 1346番地1
 ■TEL.982-0181

グループホーム若松 ぎのわん

〒901-2201 沖縄県宜野湾市新城 1-20-6
 ■TEL.892-5104

デイサービス若松 ぎのわん

■TEL.892-5105

グループホームわかまつ

〒901-2314 沖縄県北中城村字大城 418-2
 ■TEL.935-1021 ■FAX.979-6087

小規模多機能ホーム若松ぎのわん

〒901-2206 沖縄県宜野湾市愛知 2-3-2
 ■TEL.892-1673

宜野湾市地域包括支援センター ふてんま

〒901-2202 沖縄県宜野湾市普天間 1-9-3
 ■TEL.943-4165

新オレンジサポート室

(沖縄県若年性認知症支援事業) ■TEL.943-4085

宜野湾市赤道老人福祉センター

〒901-2205 宜野湾市赤道 1-5-17 ■TEL.893-6400

宜野湾市伊利原老人福祉センター

〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-3-17 ■TEL.890-7131

北中城若松病院

〒901-2395
 沖縄県北中城村字大城 311
 TEL.098-935-2277
 FAX.098-935-2272

認知症疾患医療センター

■TEL.975-6122



<http://www.agape-wakamatsu.or.jp>



特定医療法人アガペ会



特定医療法人
アガペ会



北中城若松病院

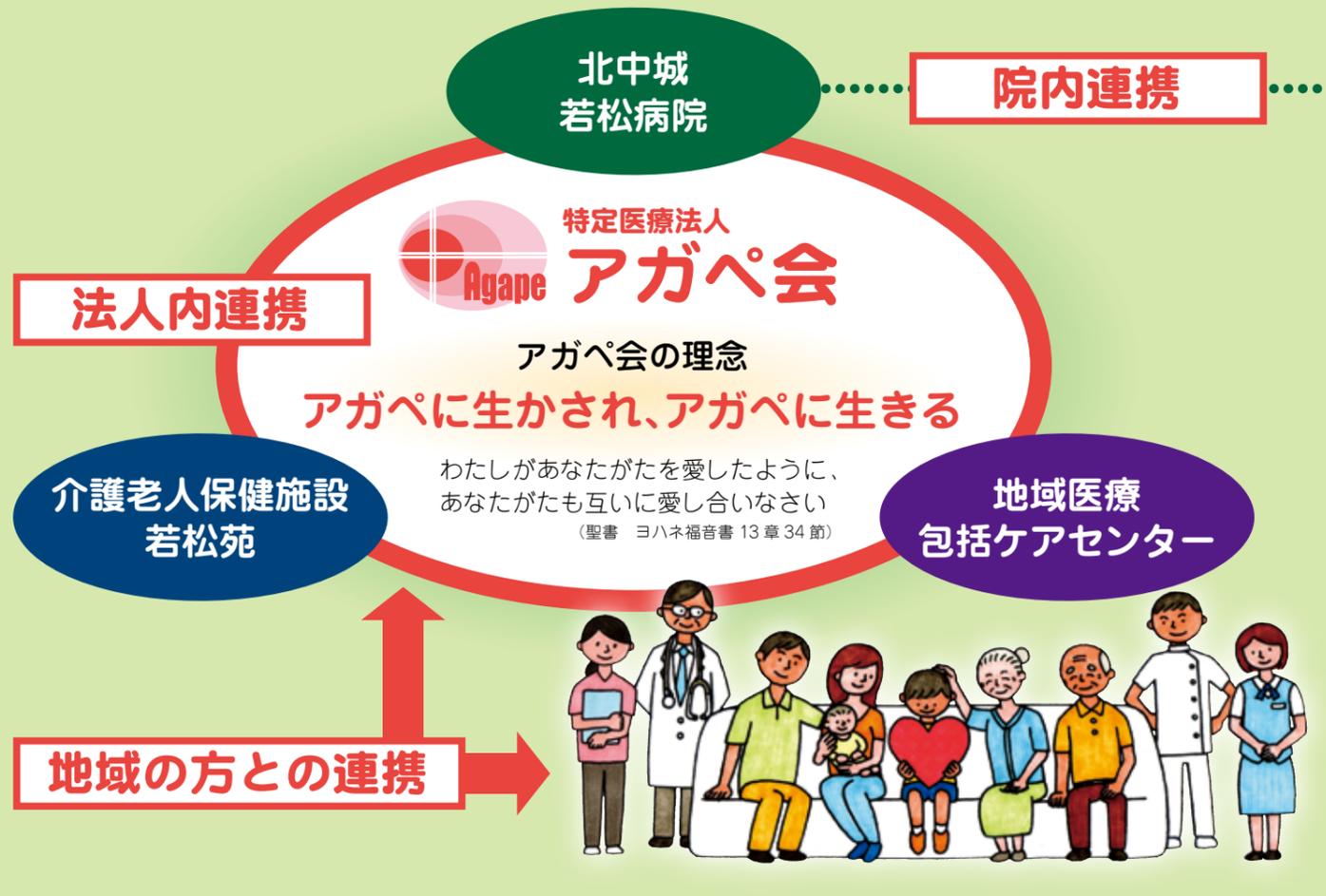
日本医療機能評価機構 第JC423-4号 認定病院

日本慢性期医療協会 認定病院

日本認知症学会教育施設 認定病院



医療と介護の連携で地域の皆さまをサポートします！



特定医療法人 アガペ会 理事長
涌波 淳子

認知症になっても安心して医療を受けられるようにと始まった当院は、認知症病棟、内科一般病棟、回復期リハビリ病棟、神経難病や意識障がい者のための病棟、重度の寝たきりの方のための病棟と機能分化しました。また、在宅医療と介護を支えるために、ファミリークリニックきたなかぐすく、介護老人保健施設若松苑、デイケア（通所リハビリ）とデイサービス（通所介護）、認知症デイケアとデイサービス、小規模多機能施設、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリ、グループホーム、ケアプランステーションを法人内に開所し、その方の必要な医療とケアを提供できる体制を整えてきました。2014年には、独居や老夫婦世帯の方を支えるために高齢者住宅を開所、2016年は、宜野湾市の老人福祉センターの管理を受託し、法

人全体で「年を取っても障がいを負っても安心して生活できる地域づくり」を目指してきました。高齢者や障がい者にとって「医療」と「介護」は生活と人生を支える大きな柱です。法人にとっての「医療」の中心は北中城若松病院とファミリークリニックきたなかぐすくです。当院は、これからも、近隣の急性期病院や介護施設を含む法人内外と医療・介護機関と協力して、「助ける医療」から「支える医療」までそれぞれのステージに応じて、医療を提供できるように努力し続けます。職員数も増え、医療濃度が濃くなっても私たちの想い（理念）は変わりません。「何ごとでも自分にしてもらいたい事は、他の人にもそのようにしなさい（聖書）」団塊の世代の高齢化に伴い、多様化、個別化した医療とケアのニーズをかなえていくために、療養者やそのご家族もチームの一員として迎え、共に歩んでいきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いたします。

北中城若松病院の理念

老いていく人達に共感を持ち、
この方達の身体と心と魂をも、
ともに支えていける病院

北中城若松病院の基本方針

「何事でも自分にしてもらいたい事は、
他の人にもそのようにしなさい」

（聖書 マタイ7章 12節）

1. 必要かつ十分な医療をめざします。
2. 個人の尊厳を尊重した医療サービスをめざします。
3. 療養生活すべてがリハビリテーションととらえ、療養者の豊かな生活実現のために努力します。
4. 社会資源を十分に活用し、御家族、地域社会と協力、連携を取ることで、家庭復帰やより適切な生活の場を考えます。



病院長 **當銘 正彦**

病棟の窓には、世界遺産として有名な中城城址の勇壮な城壁が眼前に迫ります。県内でも有数の景勝地にある当院ですが、創設は1987年、時は昭和バブルの絶頂期の頃、一方では寄る辺のない認知症老人の医療に焦点を当てた田頭政三郎会長の肝入りで、115床の精神科病棟として船出しました。現在では223床を擁する回復期リハビリと亜急性期から慢性期を支える中堅の病院として、本県中部地区の医療を担っています。外来診療から入院治療まで、認知症老人の包括的な診療が当院の看板ですが、加えて急性期病院からバトンを受け取る亜急性期の内科病棟と回復期リハビリテーション病棟、そして寝たきりとなった神経難病や精神科疾患の終末期医療にも積極的に取り組んでいます。病院の理念である「老いていく人たちに共感を持ち、この方達の身体と心と

北中城若松病院の概要

- 院長…… 當銘 正彦
- 病床数…… 223床
- 開院…1987年4月
- 診療科…内科、精神科
神経内科予約制
リハビリテーション科

診療案内

- 受付時間
【初診】8:30～11:00
(内科)
【再診】8:30～12:00
- 診療時間
午前…9:00～12:30
午後…精神科新患予約制
- 休診日
土・日・祝祭日、
12月31日～1月3日

魂をも、ともに支えていける病院」を旨に、約600人の職員が日夜、奮闘している病院です。当院は県立中部病院、中頭病院、中部徳洲会病院、ハートライフ病院等の急性期を担う病院の後方病院としての役目を担う傍ら、老健施設、診療所、訪問看護、小規模多機能施設、デイケア、デイサービス等々を擁する医療法人アガペ会の主軸となって、地域の老人医療に取り組んでいます。当院では、生き生きと働く職員の姿に日々感動しています。創設者である田頭会長は病院設立の指針として「患者を第一にした良い医療をすること」と同時に「ここが職員の生きる場所であることを銘記すること」を挙げています。クリスチャンである会長の博愛精神に裏打ちされた信念が職員一人ひとりに浸透して、本物の愛（アガペ）が結実する病院を不断に目指している病院なのです。地域に信頼され、地域と共に歩む病院として、より一層の精進をしていきたいと思っております。



私たちはチーム一丸となって 「その人らしい生活」を創るために努力します

- **診療部の理念**…………… 人と人をつなぐ (hub) となり理想の慢性期医療を目指す
- **看護部の理念**…………… その技をもって、その心をもって老いていく人たちを共に支えていく
- **リハビリテーション部の理念**…… 利用者と家族の可能性を引き出し、生活に必要な能力を整え地域・社会と連携し「その人らしい生活」を創るために努力します
- **コ・メディカル部の理念**…………… 手と心、チームの力で療養者の今日と明日と未来を支える
- **事務部の理念**…………… 私たちは、病院の理念に基づき、常に快適な環境づくりに努め病院の健全な経営に寄与するよう行動する



第1病棟

■ 病床数：25床 ■ 基準：一般病棟

在宅や法人内施設で生活されている方の、肺炎や尿路感染症などの内科治療を集中的に行う病棟です。また急性期病院からの紹介入院を受け、継続的な治療やリハビリを行い、より適切な生活の場の検討も行っています。

第2病棟

■ 病床数：48床 ■ 基準：認知症治療病棟

認知症の症状のために、自宅や他の施設での生活が困難な方へ、精神科的治療や周辺症状を緩和出来るように支援する病棟です。この病棟では、精神療法や精神科・認知症リハビリテーションを行います。

第3病棟

■ 病床数：54床 ■ 基準：特殊疾患病棟1 (内科)

神経難病・脳血管障害・慢性心疾患・慢性肺疾患などのため、高度の意識障害や重度の身体障害の状態にあり、長期的な入院医療および濃厚な看護とケアが必要な方のための病棟です。

第5病棟

■ 病床数：60床 ■ 基準：特殊疾患病棟2 (精神科)

慢性心疾患・慢性肺疾患などのため、重度の身体障害の状態にあり、長期的な入院医療および濃厚な看護とケアが必要な方のための病棟です。

第6病棟

■ 病床数：36床 ■ 基準：回復期リハビリ病棟

日常生活を営む上での基本的な動作の向上と家庭復帰を目的としたリハビリテーション計画を医療チームで作成し、これに基づきリハビリテーションを集中的に行う病棟です。脳血管疾患、大腿骨頸部骨折後、下肢又は骨盤などの骨折後、外科手術又は肺炎などの治療時の安静により、著しく日常生活動作が低下した方などが対象で、いずれの症状も発症もしくは手術後、1月以内の方が対象とされる病棟です。

リハビリテーション

・ 亜急性期 ・ 回復期 ・ 維持期 (生活期)
・ お口のリハビリ ・ 認知症リハビリ

地域連携

医療福祉相談課

外来

認知症デイケアあしやぎ

霊的ケア

チャプレン

リハビリテーション

病院から地域社会へ

急性期

回復期

維持期



●理学療法

基本的な動作能力の維持や回復、また痛みの緩和、障害の予防などを目的とした活動を行います。

●作業療法

日常生活全般に必要な動作の獲得や、趣味活動を通して麻痺の回復や障害克服を目指す療法です。生活環境調整、特に家屋の改造、福祉用具の導入のご相談にも応じています。

●言語聴覚療法・摂食機能療法

失語症や構音障害などのコミュニケーション障害や嚥下障害を持つ方への治療を行います。

一人一人の症状とレベルに合わせてきめ細かな療法を提供しています。

●心理療法

昔のことを語り合う場を設定し、沖縄の豊富な刺激材料（琉歌・民謡など）を工夫しながら、高齢者の情動の安定や対人交流の促進を目的とした回想法を行っています。

●歯科衛生士

「寝たきりの口」も口腔ケアで爽やかにします！歯科衛生士は「元気な口」、「食べられる口」、健康な口作りをサポートしています。

医療福祉相談課

入院のご相談

当院では入院の相談から、退院後のフォローまで、医療福祉相談課のソーシャルワーカーが担当いたします。

当院では、病棟ごとに相談員(ソーシャルワーカー)を配置しております

- 退院後の生活が不安
- 入院費のことが心配
- 身寄りがないのでこれからの生活が心配
- 入所できる場所を知りたい
- 誰に相談したらいいのかわからないことがある・・・
- その他、入院生活での悩みが不安

このような時には是非お声をかけてください



チャプレン室

年齢を重ねるうちに病に倒れ、心身共に傷つき、これからの「生」と、いつか訪れる「死」を直視せざるを得ない方々の現実やたましいの痛みについて、チャプレン(病院付牧師)がお話を伺い、共に祈る事によって、その方の「今」を共有し歩みたいと願っています。その際には、信教の自由を尊重するように心がけて対応いたします。

療養者の皆様に限らず、ご家族の「こころの相談室」として、必要でしたら、遠慮なくお声をおかけください。また礼拝堂は24時間あいておりますので、たましいの憩い場として、お気軽にご利用ください。



認知症疾患医療センター

認知症の人とご家族が住みなれた地域で、安心して生活が送れるための支援を行います。

●専門医療相談、鑑別診断とそれに伴う初期対応、合併症・周辺症状への急性期対応、かかりつけ医等の保健医療関係者への研修会の開催、認知症疾患医療連携協議会の開催、認知症医療に関する情報の集約及びその発信を行います。

療養者の権利と責任

療養者の権利

1. 個人の人格を尊重した医療やケアが受けられます

個人の人格、価値観などが尊重され、医療従事者との信頼と協力関係のもとで医療やケアを受けることができます。また、終末期ケアを受ける際もできる限り個人の尊厳が保たれ、あらゆる可能な助力を受けることができます。

2. 必要な医療やケアを平等に受けられます

社会的身分・人権・宗教などの差異、または障害の有無に関わらず、必要な医療やケアを平等に受けられます。

3. 十分な情報を得ることができます

ご自分が受けている医療やケアについて、理解できるまで説明を求めることができます。またご自分の診療録の開示を求めることができます。

4. 自己決定が尊重されます

十分な説明と情報提供を受けたうえで、自由な意志にもとづいた治療方法の選択、決定が尊重されます。また自己決定の際に、主治医以外の意見(セカンドオピニオン)を求めることができます。

5. 個人の情報は守られます

診療に関する個人の情報は守られます。ご本人の承諾なくして、直接関わる医療従事者以外の第三者に対し開示されることはありません。ただし法的義務のある場合や生命の危機に瀕する場合は、その限りではありません。

※なお療養者ご本人が、明確な意思表示をできない場合でお困りの際は、医療福祉相談課または病棟課長に遠慮なくご相談ください。

療養者の責任

- 1 安全でより良い療養生活をおくるために、あなたの身体の状態、精神的状態、過去の治療経験と結果、アレルギーの有無などについてお知らせください。
- 2 治療やケアの方針について、分からない事は遠慮なく質問をし、正直な気持ちをお知らせください。そして、納得と同意の上で決まった治療やケアの方針については、ご協力ください。
- 3 療養生活の中で不安や疑問を感じたら、速やかに病棟責任者にご連絡ください。

セカンドオピニオンについて

治療・療養方針について、主治医以外の医師・専門家の意見を聞く、「セカンドオピニオン制度」がございます。ご希望される方には、セカンドオピニオンに必要な情報を提供し、他の専門外来などを紹介致しますので、担当ソーシャルワーカーまで、お申し出ください。

ご意見・ご要望・診療・入院に関すること、ボランティア・見学に関する事などございましたら、お気軽に病院スタッフまでお問い合わせください。